

第25回参议院議員通常選挙における南三陸町の投・開票結果

7月4日(木)に公示され、7月21日(日)に執行された「第25回参议院議員通常選挙」における南三陸町の投・開票結果についてお知らせします。

投票結果 (参议院宮城県選挙区選出議員選挙)

投票区	投票所	当日の有権者数A	当日投票者数B	期日前投票者数C	投票者数B+C=D	投票率D/A
第1	戸倉公民館多目的室	886	271	114	385	43.45%
第2	長清水地区集会所	316	128	34	162	51.27%
第3	志津川小学校体育館小ホール	1,259	345	235	580	46.07%
第4	町営志津川西復興住宅第1集会所	994	322	189	511	51.41%
第5	南三陸町役場マチドマ	1,510	435	349	784	51.92%
第6	荒砥コミュニティセンター	562	178	71	249	44.31%
第7	清水地区集会所	365	130	46	176	48.22%
第8	入谷小学校体育館	1,021	311	128	439	43.00%
第9	林際生活センター	508	180	48	228	44.88%
第10	活性化センターいずみ	476	204	83	287	60.29%
第11	伊里前地区集会所	1,553	365	328	693	44.62%
第12	名足こども園	1,099	364	148	512	46.59%
第13	港親義会館	545	204	115	319	58.53%
国内計		11,094	3,437	1,888	5,325	48.00%
在外選挙人		5	0	0	0	0%
在外選挙人含む計		11,099	3,437	1,888	5,325	47.98%

※表中の「当日投票者数」には、その投票区に属する人で、他市町村、病院などにおいて不在者投票を行った人の数を含んでいます。

開票結果 (宮城県選挙区選出議員選挙)

候補者氏名	党派	得票数	投票総数
三宅紀昭	NHKから国民を守る党	111	5,325
愛知治郎	自由民主党	2,854	5,264
石垣のりこ	立憲民主党	2,299	61
			無効投票率 1.15%

※比例代表選出議員選挙の開票結果は、町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

☎ 選挙管理委員会事務局 ☎46-1370

消費生活相談員を紹介します

6月1日付で佐藤文子さん(志津川)が消費生活相談員として委嘱され、相談を受け付けています。

南三陸町消費生活相談所は、町が運営する消費者のための相談業務を行う機関です。消費者トラブルに関する相談に応じ、問題解決のための助言や各種情報の提供、必要に応じてあっせんなどを行うこともあります。

相談は無料で、秘密は厳守されます。お気軽にご相談ください。

- 相談方法 電話または直接ご来所ください。
- 受付場所 役場1階 消費生活相談所
- 受付時間 毎週火曜、木曜日 午前9時～午後3時(祝日および年末年始除く)



☎ 南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215

あらほの 納税教室

税の役割

道路や公園、図書館など、誰もが利用できる公共施設は、皆さんが国や都道府県、市町村に納めたお金「税金」で作られています。他にも水道、警察や消防の活動費、病院代、ごみの収集など、暮らしを支え、豊かにするものに税金が使われています。



税の種類

税金には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」とがあります。

地方税は、さらに「都道府県税」と「市町村税」に分かれます。

※主な町の税金 個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、町たばこ税、入湯税など

住民税

個人の住所または居所、法人の事務所・事業所などがある都道府県および市町村に対して納める税金で、「道府県民税」と「市町村民税」を総称した呼び名です。

住民税の内容は、個人に対して課する「個人住民税」と、法人に対して課する「法人住民税」があります。



個人住民税	前年中の所得金額に応じて負担する「所得割」と、一定の条件により負担する「均等割」で年税額が決まります。 (納税義務者) 1 その年の1月1日現在で南三陸町内に住所があり、前年中に一定の所得がある人 2 「南三陸町内に住んでいないが、町内に事務所や家屋敷がある」という個人の人
法人住民税	資本金などや従業員数によって課する均等割と法人の所得に応じて計算した法人税額を基に課する法人税割があります。 (納税義務者) 1 町内に事務所や事業所がある法人 2 町内に事務所や事業所はないが、寮、保養所などがある法人

町内の法人事業者の皆さんへ

町内に事務所・事業所などがある法人は、県と町にそれぞれ申告書を提出し、申告した税額を納める義務があります。

法人町民税の申告納付期限は、事業年度終了の日の翌日から2か月以内です。

申告納付が遅れた場合、延滞金が発生する場合がありますので、忘れずに申告してください。

前年度に申告をしている法人には、申告期限の前月に「申告のご案内」を送付しています。

* 今月の税 *

納め忘れのないよう、早めに準備しましょう!

- 固定資産税……………第3期
- 国民健康保険税……………第4期
- 介護保険料……………第3期
- 後期高齢者医療保険料…第3期

納付期限
9月30日(月)

口座振替日
9月25日(水)

☎ 町民税務課税務係 ☎46-1372